

数値目標

計画項目	指標	現 状	目標数値 (R11年度)	担当課	
1. こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進					
(1) こどもや若者の人権の尊重	児童の権利に関する条約の認知度	小学3年生以下 27.2% 小学4年生以上 20.2%	100%	こども未来課	
2. こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援					
(1) こどもや若者の育成環境の整備	年度途中における保育所等の待機児童数	148人 (令和6年10月1日時点)	解消	こども未来課	
	こども家庭センター設置市町村数	15市町村 (令和6年10月時点)	30市町村	こども支援課 健康推進課	
	子育て援助活動支援実施市町村数(圏域数)	18市町村(8圏域) (令和6年1月1日時点)	全圏域の広域利用促進	こども未来課	
	乳児家庭全戸訪問実施市町村数	30市町村	全市町村継続	こども支援課	
	一時預かり実施市町村数	※調査中	※調査中	こども未来課	
	病児保育の実施市町村数(広域利用含む)	21市町村	30市町村	こども未来課	
	延長保育実施市町村数	※調査中	※調査中	こども未来課	
	保育士支援コーディネータによる相談支援件数	455件 (令和5年度)	500件/年	こども未来課	
	保育士修学資金の貸付件数	48件 (令和5年度)	80件/年	こども未来課	
	地域子育て支援拠点設置市町村数	※調査中	※調査中	こども未来課	
(2) 豊かな心と健やかな体の育成	全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国値との差	小学校国語 ±0pt 小学校算数 +1pt 中学校国語 -3pt 中学校数学 -3pt	小学校 +1pt 中学校 ±0pt	義務教育課	
	「わかやまこどもエコチャレンジ」の参加者数	2,720人 (令和6年度)	3,000人 (R9年度)	脱炭素社会推進課	
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体育の授業が楽しい・やや楽しいと回答した割合(小学校5年生)	男95.6% 女91.7%	男96%以上 女92%以上	教育支援課	
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、保健体育の授業が楽しい・やや楽しいと回答した割合(中学校2年生)	男92.2% 女85.0%	男95%以上 女90%以上	教育支援課	
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(小学校5年生)の本県平均値と全国平均値との差	男+0.05点 女+0.54点	男+0.8点以上 女+1.3点以上	教育支援課	
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(中学校2年生)の本県平均値と全国平均値との差	男+0.69点 女+0.89点	男女とも +1.0点以上	教育支援課	
	児童・生徒における肥満傾向(中等度、高度)児の割合	(令和5年度) 小学5年生 男子 6.21%	減少	教育支援課	
	児童・生徒における肥満傾向(中等度、高度)児の割合	(令和5年度) 小学5年生 女子 7.07%	減少	教育支援課	
	(3) こどもや若者の安全、安心を確保	地域安全マップ作製学校数	延べ54校(平成25年から令和6年10月末時点)	延べ83校	県民生活課
		薬物乱用防止教室開催率	中学校 82.3% 高等学校 78.0% (令和4年度)	中学校 100% 高等学校 100%	薬務課
いじめ解消率		80.2%	100%	教育支援課	
スクールカウンセラーの配置率		小学校(分校含む) 100% 中学校(分校含む) 100% 高等学校及び特別支援学校 100% (配置に係る対象校を含む)	100%	教育支援課	
学校と地域が連携した避難(防災)訓練の実施率		令和7年2月調査予定	100%	教育支援課	
公立小、中、高等学校の不登校児童のうち、専門職員や外部機関が関わることでできた件数の割合		小学校 61.3% 中学校 51.5% 高等学校 47.8% (R3)	小、中、高等学校とも 100%	教育支援課	
ゲートキーパーの養成		3,785人 (平成22～令和5年度の累計)	4,500人 (平成22～令和9年度の累計)	こころの健康推進課	
青少年の携帯電話フィルタリング利用率		令和6年1月公表予定	100%	こども支援課	
3. すべてのこども、若者やその家庭を対象とした良好な育成環境の確保					
(3) 障害等のある子供や若者への支援		「児童発達支援センター」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	7圏域(R5)	8圏域	障害福祉課
	重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	7圏域(R5)	8圏域	障害福祉課	
	医療的ケア児コーディネーターを各障害保健福祉圏域に設置	県+4圏域(R5)	県+8圏域	障害福祉課	

数値目標

	特別な支援を必要とする子供への個別的教育支援計画（つなぎ愛シート）の作成率	幼稚園 89.9% 小学校 95.0% 中学校 93.3% 高等学校 82.1%	幼稚園、小・中・高等学校とも100%	特別支援教育室	
	障害者スポーツ大会参加者数	651人	1,000人	スポーツ課	
	障害者スポーツ参加者数（年間）	令和6年度末公表予定	4,000人	スポーツ課	
	福祉施設における月額平均工賃額	17,935円（R4） 令和6年度末公表予定（令和5年度）	25,000円	障害福祉課	
	障害者の法定雇用率達成企業の割合	64.3%	100%	労働政策課	
	特別支援学校高等部卒業生の企業への就労率	18%	26%	特別支援教育室	
(4)	児童虐待防止対策の強化	別添		こども支援課	
(5)	社会的養育の推進	別添		こども支援課	
4. 社会全体でこども、若者や子育てを支援					
(1)	地域でこどもを育む環境づくり	こども食堂の設置校区充足率 放課後児童クラブを活用できる小学校区 博物館施設入館者数（小中高生）	30.9% 92.5% （令和5年5月時点） 39,691人 （令和5年度）	60% 1.00 53,000人	こども未来課 こども未来課 （教）総務課※ 文化遺産課
(3)	こども、若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	こどもまんなか応援団の加入団体数	172団体	300団体	こども未来課
5. 妊娠、出産、子育ての希望を実現					
(1)	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援	持続可能な周産期医療圏数の設定・維持 妊産婦アクセス支援事業に取り組む市町村数 （妊婦健康診査）公費助成を14回実施する市町村数 一般不妊治療費助成の継続（市町村数） 産後ケア事業及び産婦健康診査実施市町村数 産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合 産後ケア事業利用率 全出生数中の低体重児の割合 妊娠中の妊婦の喫煙率 3～5か月児健康診査の未受診率 1歳6か月児健康診査の未受診率 3歳児健康診査の未受診率 乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握する方法や時期を決めている市町村数 乳幼児健康診査を評価する体制がある市町村の割合 むし歯のない3歳児の割合	5医療圏 28市町村 30市町村 30市町村 21市町村 10.3% （令和5年度） ショートステイ 2.3% デイサービス 11.0% アウトリーチ 2.4% （令和5年度） 9.0% （令和5年） 2.5% （令和5年度） 1.3% （令和4年度） 1.8% （令和4年度） 2.8% （令和4年度） 30市町村 90.0%（令和5年度） 88.3%（令和4年度）	5医療圏 30市町村 全市町村継続 全市町村継続 30市町村 減少 増加 減少 0% 0% 0% 全市町村継続 100% 90%	医務課 医務課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課 健康推進課
(2)	就労支援等による経済的基盤の安定	若者サポートステーションWithYouにおけるアウトリーチ支援 わかやま就職マッチングサイト登録企業数（累計） 高校生の県内就職率 男性の育児休業取得率 就業意思のある女性（15～64歳）の有業率	608件（令和5年度） 571社 74.4% 36.9% 88% （令和4年度）	700件（令和11年度） 850社 90% 85% 100% （令和9年度）	こども支援課 労働政策課 県立学校教育課 労働政策課 労働政策課 労働政策課
(3)	多様で柔軟な働き方の推進	こどもまんなか応援団の加入団体数	172団体	300団体	こども未来課

※教育委員会総務課

別添

3(4)児童虐待防止対策の強化

市町村の児童家庭支援体制の構築

評価指標	R6年度 (現状)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
こども家庭センター設置数	13 市町村	15 市町村	全市町村	全市町村
子育て短期支援事業に里親等を活用している市町村数	7 市町	10市町	20 市町村	全市町村
児童家庭支援センターの設置数	2か所	2か所	3か所	4か所
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0 か所	0 か所	1か所	2か所
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施件数	実施(年1回)	実施(年2回程度)	実施(年2回程度)	実施(年2回程度)
サポートプランの策定状況	13 市町村	15 市町村	全市町村	全市町村

支援を必要とする妊産婦等の支援

評価指標	R6年度 (現状)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
妊産婦等生活援助事業実施数	0か所	0か所	0か所	1か所
助産施設の設置数(休止中)	7か所(3)	7か所(3)	7か所(3)	7か所(1)
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施	実施	実施	実施	実施

児童相談所、一時保護施設の体制強化

評価指標	R6年度 (現状)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
児童福祉司数	47人	47人	国の配置基準	国の配置基準
児童心理司数	26人	26人	国の配置基準	国の配置基準
弁護士	1人	1人	2人	2人
医師(非常勤)	3人	3人	4人	4人
保健師	2人	2人	2人	2人
児童家庭支援センター設置数(再掲)	2か所	2か所	3か所	4か所
こども家庭ソーシャルワーカー資格取得にかかる研修受講者数	0人	2人	2人	2人
一時保護所における平均在所日数	25.2日 (R5年度)	前年度より短縮	前年度より短縮	前年度より短縮
一時保護所入所児童の意見聴取の取組(意見箱、退所時アンケート等)	実施	実施	実施	実施
一時保護所での権利擁護に係る研修等の実施	実施	実施	実施	実施
第三者評価の実施	実施	実施	実施	実施
一時保護専用施設設置数(再掲)	0か所	0か所	2か所	3か所

別添

3(5) 社会的養育の推進

当事者である児童の権利擁護

評価指標	R6年度 (当初)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
里親等や児童養護施設等職員に対する児童の権利擁護、被措置児童等虐待防止に関する研修受講率	—	69%	100%	100%
里親家庭や児童養護施設等で育つ児童等に対する定期的なアンケートや個別面談等の実施率	【施設等】 93% 【里親等】 未実施	【施設等】 93% 【里親等】 未実施	100%	100%
「こどもの権利ノート」についての説明に対する児童の理解度	61.6%	70.0%	100%	100%
意見表明等支援事業の利用割合	39.4%	39.4%	65%	100%
意見表明等支援事業の認知度	64.9%	64.9%	90%	100%
意見表明等支援事業の満足度	49.5%	49.5%	60%	80%以上
こどもの権利擁護に関する専門部会の等の設置状況、意見の申立件数	設置済 12件	設置済	設置済	設置済

代替養育を必要とする児童のパーマネンシー保障

評価指標	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
親支援等に関する児相職員への研修実施回数	年1回	年2回	年3回
児童心理司を中心とした親子支援プログラム等に関するライセンス等新規取得する職員数	児童心理司 3人	児童心理司 3人 累計9人	児童心理司 3人 累計15人
児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	6件	6件	6件
民間あっせん機関を通じた縁組の成立件数(民間あっせん機関が養親希望者に委託する際、児相が引き続き関わった件数)	1件	1件	1件

里親、ファミリーホームへの委託の推進

評価指標		R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
登録里親数(国目標値)		220世帯	268世帯	350世帯
A 里親等委託率 (国目標値)	全体	28.3%	43.2%	56.4%
	3歳未満	23.3%	50.7%	75.0%
	3歳以上就学前	37.6%	57.4%	75.0%
	学童期以降	26.1%	38.8%	50.0%
登録里親数(従来目標)		220世帯	240世帯	246世帯
B 里親等委託率 (従来目標)	全体	33.6%	38.9%	44.1%
	3歳未満	36.7%	46.1%	55.6%
	3歳以上就学前	35.4%	40.9%	46.4%
	学童期以降	33.6%	37.4%	42.1%
里親認定に係る県福祉審議会の開催 件数		4回	4回	6回
里親支援センターの実施施設数 (再掲)		1か所	1か所	2か所
ファミリーホームの設置数		8施設	8施設	9施設

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換

評価指標	R6年度 (現状)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
小規模グループケア実施数	全施設	全施設	全施設	全施設
乳児院・児童養護施設定員に占める小規模グループケアの割合	61.3%	61.3%	100%	100%
一時保護専用施設設置数	0か所	0か所	2か所	3か所
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数	0か所	1か所	2か所	2か所
妊産婦等生活援助事業の実施施設数(再掲)	0か所	0か所	0か所	1か所
里親支援センターの実施施設数(再掲)	1か所	1か所	2か所	3か所
児童家庭支援センターの設置数(再掲)	2か所	2か所	3か所	4か所

社会的養護自立支援の推進

評価指標	R6年度 (現状)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
退所児童等の生活状況及び支援に関する調査	未実施	実施	実施	実施
児童自立生活援助事業（I型）の実施個所数	10か所	11か所	11か所	12か所

社会的養護自立支援拠点事業の整備個所数	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所
---------------------	------	------	------	------

こどもの貧困の解消に向けた対策に関する現状

項目				備考
		和歌山県	全国	
1	こどもの貧困率	10.7%	11.5%	県：和歌山県子供の生活実態調査（R5） 全国：国民生活基礎調査（R3） ※調査対象や調査方法が異なるため、単純比較はできません。
2	食料又は衣服が買えない経験（こどもがある全世帯）	5.9%	食料11.3% 衣服16.3%	県：和歌山県子供の生活実態調査（R5） 全国：子供の生活状況調査分析報告書（R3）
3	電気、ガス、水道料金の未払い経験（こどもがある全世帯）	7.5%	電気3.8% ガス3.5% 水道3.7%	県：和歌山県子供の生活実態調査（R5） 全国：子供の生活状況調査分析報告書（R3）
4	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	98.2%	92.2%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ（R5.4.1現在（高等学校等中退率はR4.4月時点の在籍者総数でR4年度中に中退した者の数を除いた割合））
5	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	6.4%	3.7%	
6	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	37.0%	42.9%	
7	児童養護施設のこどもの進学率（中学校卒業後）	100.00%	97.1% ※R5年度数値	社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課） ※R4年度末に中学校または高等学校等を卒業した者のうち
8	児童養護施設のこどもの進学率（高等学校等卒業後）	23.52%	38.9% ※R5年度数値	R5.5.1現在の状況 国：R6年度発表時期未定
9	全世帯のこどもの高等学校中退率	1.2%	1.5%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（R5）
10	全世帯のこどもの高等学校中退者数	294人	46,238人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（R5）
11	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	77.4%	83.2%	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ（R5年度） ※R7.1月更新予定
12	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	83.3%	85.8%	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ（R5年度）
13	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	93.5%	86.6%	※R7.1月更新予定
14	高等教育の修学支援新制度の利用者数（大学）	計947人	計93,444人	・R6年度給付型奨学金の大学等予約採用候補者数（独）日本学生支援機構調べ ※学校種別ごとの公表は行われぬ。 ※学校所在地で区分するため、和歌山県のこどもの実態と必ずしも一致しない。
15	高等教育の修学支援新制度の利用者数（短期大学）			
16	高等教育の修学支援新制度の利用者数（高等専門学校）			
17	高等教育の修学支援新制度の利用者数（専門学校）			
18	こども食堂の運営件数★	91箇所	10,866箇所	県：こども未来課調べ（R6.11月現在） 全国：NPO法人むすびえ調べ（R6.12月速報値）
19	放課後等の体験活動・学習支援実施箇所数★	205箇所	-	県：教育委員会調べ（R6年度）

困難を抱えるひとり親家庭への支援に関する現状

20	高等職業訓練促進給付金利用者数★	70人	-	県：多様な生き方支援課調べ（R5年度実績値）
21	ひとり親家庭の貧困率	38.8%	44.5%	県：和歌山県子供の生活実態調査（R5） 全国：国民生活基礎調査（R3） ※調査対象や調査方法が異なるため、単純比較はできません。
22	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子家庭）	54.5%	46.7%	県：和歌山県ひとり親家庭等実態調査（R5年度） 全国：全国ひとり親世帯等調査（R3年度） ※養育費を「過去に受けたことがある」又は「受けたことがない」と回答した割合
23	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子家庭）	15.0%	28.3%	
24	ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合（母子家庭）	67.9%	71.1%	
25	ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合（父子家庭）	90.0%	90.6%	
26	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	90.3%	86.3%	県：和歌山県ひとり親家庭等実態調査（R5年度）
27	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	89.1%	88.1%	全国：全国ひとり親世帯等調査（R3）
28	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	46.1%	50.7%	県：和歌山県ひとり親家庭等実態調査（R5年度）
29	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	70.5%	71.4%	全国：国勢調査（R2）
30	母子家庭等就業・自立支援センターでのひとり親家庭に対する就職斡旋件数★	1件	-	県：多様な生き方支援課調べ（R5年度実績値）

※ 表中★は県で独自に設定した指標

市町村名 紀の川市

Table with 10 columns for fiscal years (7, 8, 9, 10, 11) and 5 rows for enrollment counts (1st grade, 2nd grade, etc.) and facility types (nursery, kindergartens, etc.).

市町村名 道出市

Table with 10 columns for fiscal years (7, 8, 9, 10, 11) and 5 rows for enrollment counts and facility types.

市町村名 紀美野町

Table with 10 columns for fiscal years (7, 8, 9, 10, 11) and 5 rows for enrollment counts and facility types.

市町村名 カツら渡町

Table with 10 columns for fiscal years (7, 8, 9, 10, 11) and 5 rows for enrollment counts and facility types.

市町村名 九度山町

Table with 10 columns for fiscal years (7, 8, 9, 10, 11) and 5 rows for enrollment counts and facility types.

市町村名 高野町

Table with 10 columns for fiscal years (7, 8, 9, 10, 11) and 5 rows for enrollment counts and facility types.

市町村名 道成町

Table with 10 columns for fiscal years (7, 8, 9, 10, 11) and 5 rows for enrollment counts and facility types.

3 全てのこども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保

(5) 社会的養育の推進

代替養育を必要とする児童数の見込み

各施策の具体的な取組を検討するにあたり、数値目標の基礎となる里親、ファミリーホーム、乳児院及び児童養護施設で養育が必要な「代替養育を必要とする児童数の見込み」について、算出します。

1 児童の人口推計(計画見直し時における修正)

児童数の見込みは、「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）により5年ごとに推計します。平成27年の国勢調査の各年齢別の人口割合から年齢区分別に算出しました。そこで、令和5年時において各児童数の見込みを人口推計から見直すと、人口減少の想定が当初より大きいことから、児童数の見込みにも反映されることとなります。計画策定時には10年間で約14,000人が減少することが見込まれましたが、最新の見通しでは10年間でおよそ40,000人が減少することとなります。

児童人口推計(計画見直し時における修正)

区分	実績				推計		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R9年度	R11年度
3歳未満	17,481人	16,920人	16,360人	15,779人	14,677人	14,275人	13,873人
3歳以上就学前	27,147人	26,341人	25,535人	24,729人	23,118人	22,049人	20,981人
学童期以降	86,116人	84,520人	82,924人	81,328人	78,136人	74,349人	70,561人
計	130,774人	127,781人	124,819人	121,856人	115,931人	110,673人	105,415人

2 代替養育を必要とする児童数の見込み

各施策の具体的な取組を推進する上で基礎となる、計画期間中の「代替養育を必要とする児童数」を算出します。

算出方法は以下のとおりです。

$$\text{代替養育を必要とする児童数} = \boxed{\text{児童人口推計}} \times \boxed{\text{代替養育が必要となる割合}}$$

(1) 代替養育が必要となる割合

当初計画時には、平成31年3月末時点の児童人口に対して割合0.310%を採用しましたが、令和4年度末の児童数は313人。児童人口の減少及び児童養護施設等の小規模化に伴い減少傾向にあります。これを加味すると、令和4年度末時点の代替養育に必要となる割合は、0.250%となります。

現に代替養育を必要とする児童数の児童人口に対する割合

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
児童人口(18歳未満)	145,957人	143,372人	140,788人	138,204人
代替養育児童数	405人	387人	408人	429人
乳児院	31人	29人	27人	35人
児童養護施設	307人	284人	305人	317人
里親	58人	54人	54人	54人
ファミリーホーム	9人	20人	22人	23人
現に代替養育を必要とする児童数の割合	0.277%	0.270%	0.290%	0.310%

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童人口(18歳未満)	130,774人	127,781人	124,819人	121,856人
代替養育児童数	329人	319人	313人	304人
乳児院	27人	29人	25人	人
児童養護施設	239人	226人	220人	人
里親	44人	44人	49人	51人
ファミリーホーム	19人	20人	19人	21人
現に代替養育を必要とする児童数の割合	0.251%	0.249%	0.250%	0.249%

(2) 新規入所措置等児童や一時保護児童数の状況

前回計画時、虐待相談対応件数の近年の増加を踏まえ、新規入所措置等児童数と一時保護児童数の状況や伸び率は、今後の代替養育が必要となる割合に影響を及ぼすと考えていましたが、予防的支援、家庭復帰の浸透により、虐待件数の伸びほど新規入所措置児童数は増えていません。これら令和4年までの実績を鑑みても、直接の相関関係にないことは明らかです。よって今回見直しにおいてはこれを加味することは見送ることとします。

新規入所措置等児童数及び一時保護児童数の推移

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
新規入所措置等児童数	107人	132人	130人	99人	160人	142人	139人	121人	121人	85人
一時保護児童数	202人	294人	316人	294人	314人	333人	342人	303人	299人	291人

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
新規入所措置等児童数	103人	77人	99人	99人	—
一時保護児童数	277人	296人	304人	375人	404人

(3) 代替養育を必要とする児童数の見込み

上記の数値をもとに、代替養育を必要とする児童数を見込みました。代替養育を必要とする児童数は児童人口の減少に大きく影響を受けることは明らかで、その見込みは児童人口に応じ減少していくことが見込まれます。

代替養育を必要とする児童数の見込み(令和7年3月計画見直し時)

	実績					推計		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R2年度	R7年度	R9年度	R11年度
児童人口 ①	145,957	143,372	140,788	138,204	135,297	115,931	110,673人	105,415人
代替養育割合 ②	0.277%	0.270%	0.290%	0.310%	0.277%	0.250%	0.250%	0.250%
潜在的需要 ③	—	—	—	—	—	—	—	—
代替養育を必要とする児童数の見込み(①×②×③)	405人	387人	408人	429人	329人	297人	277人	264人

代替養育を必要とする児童数の見込み(年齢区分別)

区分	R2年度 (1年目)	R7年度 (5年目) (2期1年目)	R9年度 (8年目) (2期3年目)	R11年度 (10年目) (2期5年目)
全体	329人	297人	277人	264人
3歳未満	26人	25人	23人	22人
3歳以上就学前	65人	58人	54人	51人
学童期以降	238人	214人	200人	191人

3 里親等委託が必要な児童数の見込み

里親等委託が必要な児童数の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{里親等委託が必要な児童数} = \boxed{\begin{array}{c} \text{代替養育を必要とする} \\ \text{児童数} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{里親等委託が必要な児童の} \\ \text{割合} \end{array}}$$

(1) 前回計画時の里親等委託が必要な児童の割合の算定について

前回計画時、家庭養育優先原則を十分踏まえたアセスメントの結果によって、児童の最善の利益の観点から個々の児童に対する措置が行われるものであって、里親等委託の推進のために機械的に措置が行われるべきではないとの観点から、平成29年度、平成30年度の2年間に乳児院、児童養護施設に新規入所措置された児童について、児童に必要な支援内容に着目した場合の措置先として里親等、乳児院、児童養護施設が最も望ましい養育環境であると考えられたケースをもとに里親等委託が必要な児童の割合を算出し、31.5%（3歳未満：50%、3歳以上就学前：33.3%、学童期以降28.4%）としました。それを、平成30年度において現に代替養育を必要とする児童数である429人に置換えた上で、里親等委託が必要な児童の割合を算出し、44.1%（3歳未満：50%、3歳以上就学前：33.3%、学童期以降28.4%）としました。

(2) 今回見直しにおける里親等委託が必要な割合の算定について

今回の見直しに当たっては、令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」において「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が定められ、国の目標値「乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上」を達成するよう、全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定することとされました。これに基づき本県の里親等委託率の目標を変更します。なお、従来の目標値は下段になります。ただし、児童の措置は、児童の最善の利益の観点から個々の児童に対する措置が行われるものであって、里親等委託の推進のために機械的に措置が行われるべきではないとの観点は前回計画策定時から引き続き維持します。

A里親委託等が必要な割合(国の目標値)

区分	R4年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
全体	21.7%	25.8%	28.3%	43.2%	56.4%
3歳未満	11.1%	18.7%	23.3%	50.7%	75.0%
3歳以上就 学前	28.8%	34.3%	37.6%	57.4%	75.0%
学童期以降	20.5%	24.0%	26.1%	38.8%	50.0%

B里親委託等が必要な割合(従来の目標値)

区分	H30年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
全体	17.9%	31.5%	33.6%	38.9%	44.1%
3歳未満	8.3%	32.0%	36.7%	46.1%	55.6%
3歳以上就 学前	19.0%	32.7%	35.4%	40.9%	46.4%
学童期以降	18.8%	30.5%	32.8%	37.4%	42.1%

(3) 里親等委託が必要な児童数の見込み

(2) で設定した里親等委託率の目標値により、里親等委託が必要な児童数の見込みを算出します。

A里親等委託が必要な児童数の見込み(国の目標値)

区分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (10年目)
全体	78人	118人	168人
3歳未満	5人	11人	16人
3歳以上就学前	20人	30人	38人
学童期以降	53人	77人	114人

B里親等委託が必要な児童数の見込み(従来の目標値)

区分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (10年目)
全体	93人	107人	116人
3歳未満	8人	10人	12人
3歳以上就学前	19人	22人	23人
学童期以降	66人	75人	81人

(4) 施設で養育が必要な児童数の見込み

施設で養育が必要な児童数の見込みは、代替養育を必要とする児童数の見込みから里親等委託が必要な児童数の見込みを減じて算出します。

A施設で養育が必要な児童数の見込み(里親委託率を国の目標値とした場合)

区分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (10年目)
全体	199人	159人	96人
3歳未満	18人	12人	6人
3歳以上就学前	34人	24人	13人
学童期以降	147人	123人	80人

B施設で養育が必要な児童数の見込み(里親委託率を従来の目標値とした場合)

区分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (10年目)
全体	184人	170人	148人
3歳未満	15人	13人	10人
3歳以上就学前	35人	32人	28人
学童期以降	134人	125人	110人

代替養育を必要とする児童のパーマネンシー保障に向けた取組

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童相談所が関与する 特別養子縁組成立件数	5	1	0	0	1

里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

○ 必要とされる里親・ファミリーホーム数

登録里親数等の推移

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録里親数 ①	138世帯	165世帯	176世帯	187世帯	200世帯
委託里親数 ②	32世帯	32世帯	33世帯	34世帯	37世帯
代替養育児童数 ③	340人	336人	319人	313人	304人
委託児童数 ④	63人	70人	64人	68人	72人
里親	44人	45人	44人	49人	51人
ファミリーホーム	19人	25人	20人	19人	21人

受託率 ②/①	27.5%	19.3%	18.7%	18.1%	18.5%
里親等委託率 ④/③	18.5%	20.8%	20.0%	21.7%	23.7%

登録里親種別ごとの推移

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録里親数 ①	138世帯	165世帯	176世帯	187世帯	200世帯
委託里親数 ②	32世帯	32世帯	33世帯	34世帯	37世帯
代替養育児童数 ③	340人	336人	319人	313人	304人
委託児童数 ④	63人	70人	64人	68人	72人
里親	44人	45人	44人	49人	51人
ファミリーホーム	19人	25人	20人	19人	21人
受託率 ②/①	27.5%	19.3%	18.7%	18.1%	18.5%
里親等委託率 ④/③	18.5%	20.8%	20.0%	21.7%	23.7%

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養育里親数	129世帯	158世帯	170世帯	180世帯	192世帯
専門里親数	16人	16人	16人	18人	17人
親族里親数	5世帯	7世帯	6世帯	7世帯	8世帯

令和6年3月末時点で里親登録している200世帯のうち実際に委託を受けている世帯は37世帯、受託率は18.5%となっており年々減少しています。今後、里親に対する研修やトレーニングにより受託率を向上する必要があります。全国における平均受託率はおおよそ30%ではありますので、受託率を令和11年度に30%まで上昇させることを目標とします。

また、全国における、令和5年度末においての里親1世帯当たりの平均受託児童数は1.3人となっており、このことを踏まえて必要とされる里親数を算出します。

令和11年度において、里親等委託児童数は国目標値による算定の場合、168人と見込んでいます。本県では7か所のファミリーホームに児童を委託しており、定員における入居率は50%ほどで推移していますが、最終的には、75%程度入居率を達成できると見込み、ファミリーホームの定員42人の75%を168人から減じた、136人を里親へ委託することになります。また、1世帯あたりの委託児童数は1.3人となるため、最低必要な里親数は105世帯（136世帯/1.3）となります。令和11年度の受託率の目標値は30%のため、里親等委託率の目標値を達成するためには380世帯（105世帯/0.3）の登録里親数が必要です。

A 必要とされる里親数(国の目標値による算定)

	R4年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
必要とされる 登録里親数 (③/②)/①	187世帯	220世帯	268世帯	350世帯
委託里親数	34世帯	44世帯	67世帯	105世帯
受託率 ①	18.1%	20.0%	25.0%	30.0%
1世帯あたりの 委託児童数 ②	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人
委託児童数	68人	77人	118人	168人
里親 ③	49人	57人	86人	136人
ファミリーホーム	19人	20人	32人	32人

B 必要とされる里親数(従来目標値による算定)

	R4年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
必要とされる 登録里親数 (③/②)/①	187世帯	220世帯	240世帯	246世帯

委託里親数	34 世帯	44 世帯	60 世帯	74 世帯
受託率 ①	18.1%	20.0%	25.0%	30.0%
1世帯あたりの 委託児童数 ② (ファミリーホーム除く)	1.3 人	1.3 人	1.3 人	1.3 人
委託児童数	68 人	77 人	97 人	116 人
里親 ③	49 人	57 人	77 人	95 人
ファミリーホーム	19 人	20 人	20 人	21 人

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

児童養護施設及び乳児院の定員の推移

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童養護施設定員	375 人	375 人	286 人	286 人	264 人
暫定定員	335 人	335 人	277 人	271 人	263 人
乳児院定員	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
暫定定員	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
入所児童数 (児童養護施設、乳児院)	304 人	282 人	275 人	257 人	246 人

児童養護施設及び乳児院における小規模グループケアの推移

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童養護施設(定員)	375 人	375 人	286 人	286 人	264 人
小規模 グループケア ①	120 人	132 人	168 人	174 人	198 人
分園	20 人	26 人	26 人	38 人	38 人
地域小規模	12 人	12 人	12 人	12 人	18 人

乳児院(定員)	40人	40人	40人	40人	40人
小規模	11人	11人	11人	11人	11人
グループケア②					
総定員 (児童養護施設、乳児院)③	415人	415人	326人	326人	304人
小規模化率 (①+②)/③	31.6%	34.5%	54.9%	56.7%	68.8%

社会的養護自立支援の推進に向けた取組

15歳以上の児童の措置解除理由(令和5年度実績)

	措置解除				
	家庭復帰	就職	進学	自立援助	その他
児童養護施設	3	15	5	4	2
里親	-	-	-	-	3
ファミリーホーム	-	1	-	-	-

児童相談所、一時保護所の体制強化

一時保護改革に向けた取組

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間一時保護実人数	296人	304人	366人	375人	404人
一時保護所での平均在所日数	31.3日	27.5日	23.5日	23.8日	25.2日
全国平均	日	日	日	日	—

基本方針	取組の方向性	展開する施策	事業概要	担当課		
1 子どもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成を子どもや若者ととも推進	(1) 子どもや若者の人権の尊重	(ア) 子どもの権利保障を担保する仕組みづくり	子どもの権利条例の制定等含めた仕組みづくりの検討	子ども未来課		
		(イ) 子どもの権利の理解促進	a 子どもが権利の主体であることの情報発信、意識啓発	マスメディアを活用した啓発、各種研修による県民への啓発	人権施策推進課	
			b 子どもに関わる大人への教育、啓発	教職員、民生委員、児童委員をはじめ県民に対し子どもの人権について教育、啓発	人権施策推進課、人権教育推進課	
				人権教育地方別研修会の実施	人権教育推進課	
		(ウ) 子どもや若者自身の権利意識の醸成	a 人権教育の充実	授業の充実等、学校教育における人権教育の推進	人権教育推進課	
			b 人権相談体制の整備	様々な人権相談に対し、問題解決の視点に立った相談を実施し、相談者が主体的に解決の糸口をつかむ手助けを行う	人権政策課	
				スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置	教育支援課	
		c 多様性を認めあう教育の推進	当事者を講師とし、県内高校で出前講座を実施	多様な生き方支援課 人権教育推進課		
		(2) 子どもや若者の意見表明と社会参画	(ア) 子どもの意見を尊重する仕組みづくり	a 意見を表明しやすい環境づくり	アドボケイトの活用	子ども支援課
					ファシリテータを活用した子どもの意見表明支援	子ども未来課
	b 県の政策決定過程への子どもの参画促進			子ども会議の開催等による子どもの意見表明の機会提供	子ども未来課	
	(イ) 社会形成への参画		a 社会形成に参画する態度を育む教育の推進	「和歌山県少年メッセージ」の開催支援	子ども未来課	
				主権者教育の推進	県立学校教育課 義務教育課	
				消費者教育の推進	県民生活課	
	b ボランティア活動等による社会への参画	各事業のボランティア活動の情報提供	事業担当各課			

基本方針	取組の方向性	展開する施策	事業概要	担当課		
2 こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援	(1) こどもや若者の育成環境の整備	(ア) 乳幼児期における愛着形成の支援				
		(イ) 質の高い幼児期の教育や保育の確保	a 教育、保育区域の設定	1市町村1区域	こども未来課	
			b 教育、保育の量の見込み等	別添	こども未来課	
			c 子ども・子育て支援給付に係る教育、保育の一体的提供及び当該教育、保育の推進に関する体制の提供	(a) 地域の実情に応じた教育、保育の提供	市町村への助言	こども未来課
				(b) 教育、保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携	市町村等への助言	こども未来課
				(c) 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上	放課後児童支援員認定資格研修、子育て支援員研修等を実施	こども未来課
				(d) 幼児教育と小学校教育の連携	幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進	義務教育課
				(e) 教育、保育施設等における事故防止	認可外保育施設への重大事故防止に係る指導監督の強化、睡眠中の事故防止対策に係る補助等を実施	こども未来課
			d 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携	市町村と連携しながら、指導監督を実施	こども未来課	
			e 特定教育、保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置	(a) 特定教育、保育及び特定地域型保育を行う者等の確保	保育士等支援コーディネーターによる相談支援、保育士等の処遇改善、保育所等の労働環境改善、保育士及び保育の現場の魅力発信等を推進	こども未来課
				(b) 特定教育、保育及び特定地域型保育を行う者等の資質及び専門性の向上	関係職員合同研修、施設への訪問指導、保育士等のキャリアアップ研修	こども未来課
		f 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進		地域子育て支援拠点において地域での子育て支援を促進	こども未来課 こども支援課	
				こども家庭センターの設置と機能強化	こども支援課 健康推進課	
				効果的・効率的なICTシステムの導入を促進	こども未来課	
				地域子ども・子育て支援事業について、広域調整を実施	こども未来課	
				こども誰でも通園制度について、市町村への助言及び支援	こども未来課	
		g 教育、保育情報の公表	特定教育、保育施設、特定地域型保育事業の情報を県ホームページに掲載	こども未来課		
	(ウ) 学童期、思春期の支援	a 学力向上の推進	放課後等で活用できる学習教材を提供	義務教育課		
			退職教員を小中学校や高校に派遣し、学校や教員を支援	県立学校教育課 義務教育課		
			ICTを効果的に活用した授業の推進	教育DX推進室 県立学校教育課 義務教育課		
		b 道徳教育の充実	「特別の教科 道徳」を小、中学校で推進	人権教育推進課 義務教育課		
		c 性と健康に関する教育、普及啓発、相談支援	思春期保健に関する出前講座	健康推進課		
			命の尊さや性感染症などの講座	健康推進課		
		d 20歳未満の者の喫煙、飲酒対策	喫煙、飲酒に対する正しい知識の普及啓発	健康推進課		
		(エ) 青年期の支援	a 大学等の進学助成	和歌山県私立専修学校授業料等減免事業費補助金による支援	文化学術課	
	和歌山県修学奨励金の貸与 和歌山県大学生等進学支援金の貸与			生涯学習課		
	b 若者の職業的自立、就労等支援		県立産業技術専門学院による職業訓練 わかやま就職支援センターでの個別相談対応	労働政策課		
c ライフデザインの形成支援	性別による無意識の思い込みの払拭や理工分野を身近に感じられる機会を提供		多様な生き方支援課			
d プレコンセプションケアの推進	プレコンセプションケアに関する普及啓発	健康推進課				
(2) 豊かな心と健やかな体の育成	(ア) 多様な遊びの体験の機会、環境づくり	a 自然体験、文化芸術体験、職場体験等の体験活動の推進	キノビー教室やきのくに森づくり基金活用により森林の働きや大切さを普及啓発	林業振興課 森林整備課		
			わかやまこどもエコチャレンジ	脱炭素政策課		
			3R推進やわかやまごみゼロ活動の実施	循環型社会推進課		
			乳幼児とのふれあい体験学習の実施	こども支援課		
			動物愛護教室（わうくらす）を実施	生活衛生課		
			県立博物館、近代美術館の無料化等により文化に触れる機会を提供	文化遺産課 (教) 総務課		
			専門知識を有する教員等を小中学校等に派遣し出前授業を実施	(教) 総務課		
			高校生の地元企業での就業体験	県立学校教育課		
			南紀熊野ジオパークの探究活動	南紀熊野ジオパークセンター		
			自然体験の場（ネイチャーキャンプ）の提供	自然環境課		
スポーツ体験によるタレント発掘、育成事業の実施	スポーツ課					
b 体験、交流活動等の場の整備	県立青少年の家を利用した体験活動の推進	こども未来課				

		(イ) 生活習慣の形成、定着の支援	a 生活習慣の形成	早寝早起き朝ごはん運動を推進	生涯学習課
			b 食育の推進	食育の推進、和歌山版「食事バランスガイド」の普及、活用 学校給食の充実	果樹園芸課 教育支援課
			c 体力の向上	体力アッププランの充実	教育支援課
		(ウ) こどもや若者の社会での活躍を支援		訪日教育旅行に係る学校交流 ジュニア県展の開催	観光交流課 文化学術課
				和歌山データ活用コンペティションの実施	企画課
				犯罪や交通事故の起こりやすい場所のマップ作製支援 交通安全教育の実施	県民生活課
(3) こどもや若者の安全、安心を確保	(ア) 防犯、交通安全対策、防災意識の向上	a 安全意識の向上と安全環境づくりの推進	情報モラル講座の開催 情報モラル教育の充実	こども支援課 教育DX推進室	
		b 情報モラルの向上	災害時の避難行動などを楽しみながら実践的に学べる県オリジナルゲームによる防災啓発	防災企画課	
		c 防災意識の向上	ネットパトロールを行い有害情報をプロバイダへ削除依頼 サイバーパトロールなど積極的情報収集と取締の強化	こども支援課 少年課	
	(イ) 有害環境等への対応	a こどもや若者が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備	有害図書等の指定、審査	こども支援課	
		b 有害環境の浄化活動の推進	薬物乱用防止教室の開催	薬務課	
	(ウ) いじめ防止	a いじめを許さない環境づくりの推進	教員に対しいじめ問題対応マニュアル等を活用した校内研修を実施	教育支援課	
		b いじめの早期発見、早期解決	いじめアンケート調査と個人面談の徹底 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 「こどもSOSダイヤル」やSNS等を活用した教育相談の実施	教育支援課	
	(エ) 不合理な校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止	a 校則の見える化	校則のホームページ掲載の推進	教育支援課	
		b 体罰の防止	研修事業の充実	教育支援課	

基本方針	取組の方向性	展開する施策	事業概要	担当課			
3 全ての子ども、若者やその家庭を対象とした良好な育成環境の確保	(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策	(ア) 教育の支援	a 保育料等の助成	紀州っ子いっぱいサポートによる保育料負担の軽減 要配慮児童が多数いる保育所等に家庭支援推進保育士を加配	こども未来課 こども未来課		
			b 教育費の負担軽減	義務教育のこども世帯に生活保護による教育扶助 生活保護世帯のこどもに高等学校等の就学のための費用を生業扶助	社会福祉課 社会福祉課		
				高校在学生徒に対し、高等学校等就学支援金等により授業料負担軽減	(教) 総務課 文化芸術課		
				和歌山県高校生等奨学金給付金の給付	生涯学習課 文化芸術課		
				私立専修学校授業料等減免	文化芸術課		
		低所得世帯のこどもの高校、高専、短大、大学の就学に必要な費用の生活福祉資金貸付制度		社会福祉課			
		和歌山県修学奨励金の貸与		生涯学習課			
		和歌山県大学生等進学支援金の貸与		生涯学習課			
		こどもの人権を含めた研修の実施		人権教育推進課			
		c 学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置づけ、支援体制を強化	要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携強化	こども支援課			
			スクールソーシャルワーカーの設置	教育支援課			
		d 地域における学習支援	きのくにコミュニティスクールの推進	生涯学習課			
		e こどもの居場所づくりの推進	4 (1) 参照				
		(イ) 生活の安定に資するための支援	a 保護者の生活支援	生活困窮者の状況に応じた自立相談支援	社会福祉課		
				生活保護による生活扶助	社会福祉課		
	民生委員、児童委員の活動支援			社会福祉課			
	民間教育訓練機関による職業訓練			労働政策課			
	c 若者の就労支援	わかやま就職支援センターでの個別相談対応	労働政策課				
		生活困窮者に対する住居確保給付金の支給	社会福祉課				
	d 住宅の支援	民間教育訓練機関による職業訓練	労働政策課				
		わかやま就職支援センターでの個別相談対応	労働政策課				
	(ウ) 保護者の就労支援	a 職業生活の安定と向上のための支援	民間教育訓練機関による職業訓練	労働政策課			
			わかやま就職支援センターでの個別相談対応	労働政策課			
	b 困窮世帯等への就労支援	生活困窮者等の就労支援	社会福祉課				
	(2) 困難を抱えるひとり親家庭への支援	(ア) 経済基盤の安定	a 経済支援	児童扶養手当の支給	多様な生き方支援課		
				ひとり親家庭医療費助成	多様な生き方支援課		
				母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談	多様な生き方支援課		
			b 就労支援	(a) ひとり親家庭の実情に合わせた就労支援	就業支援機関による支援	多様な生き方支援課	
				(b) 専門機関による支援	就業に結び付きやすい資格取得の支援	多様な生き方支援課	
				(c) 資格取得支援	就業に結び付きやすい資格取得の支援	多様な生き方支援課	
			(イ) 生活基盤の安定	a 家事育児の支援	(a) 日常生活の支援	家庭生活支援員による家事、保育サービスの提供	多様な生き方支援課
					(b) 仕事と子育ての両立支援	子育て支援事業による支援	多様な生き方支援課
				b 住居支援	(a) 住居資金の支援	ひとり親家庭の親の住居借り上げ資金等の貸付	多様な生き方支援課
					(b) 公営住宅等の活用	ひとり親世帯の県営住宅優先入居	多様な生き方支援課
		(c) 母子生活支援施設の体制整備			母子生活支援施設入所の支援	多様な生き方支援課	
		c 相談及び情報提供		(a) 母子・父子自立支援員による情報提供	母子・父子自立支援員による指導、相談	多様な生き方支援課	
				(b) 訪問支援員による相談対応	居宅訪問等によりひとり親家庭の孤立防止	多様な生き方支援課	
			(c) ひとり親家庭同士の交流	ひとり親家庭の親子集いの場の設置	多様な生き方支援課		
		(ウ) こどもへの支援	a 親子交流	離婚時の親子交流の取決めの促進	多様な生き方支援課		
				養育費確保	養育費確保のための弁護士無料相談等の支援	多様な生き方支援課	
			b 養育費確保	養育費確保のための弁護士無料相談等の支援	多様な生き方支援課		
		(3) 障害等のある子どもや若者への支援	(ア) 地域における支援体制の強化	a 障害児者サポートセンター等での相談対応	障害児者サポートセンターでの相談対応	障害福祉課	
					各圏域の設置推進	障害福祉課	
				b 児童発達支援センターの設置促進	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の各圏域設置	障害福祉課	
					主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の各圏域設置	障害福祉課	
				c 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の各圏域設置	難病・こども保健相談支援センター等での相談対応	健康推進課	
					医療的ケア児等支援センターでの相談対応	障害福祉課	
d 難病・こども保健相談支援センター等での相談対応	聴覚障害児支援拠点を中心とした巡回相談等の実施			障害福祉課			
	発達障害の理解を深める講演会や研修等による広報、啓発			障害福祉課			
e 聴覚障害児支援拠点を中心とした巡回相談等の実施	地域の支援機能強化や支援者の専門性向上のための研修及び相談支援			障害福祉課			
	医療的ケアが必要なこどもやその家族等への相談支援、関係機関連携促進、各圏域の支援体制整備のサポート			障害福祉課			
(イ) インクルーシブな教育環境の充実	a 多様な学びの場の整備、充実		専門性のある教員による巡回相談の実施	県立学校教育課特別支援教育室			
			特別支援教育を担う人材の育成	県立学校教育課特別支援教育室			
			つなぎ愛シートの活用推進	県立学校教育課特別支援教育室			
	b 切れ目ない支援の推進		特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等の交流や共同学習の実施	県立学校教育課特別支援教育室			
		特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等の交流や共同学習の実施	県立学校教育課特別支援教育室				
(ウ) 経済的支援	a 特別児童扶養手当の支給	特別児童扶養手当の支給	障害福祉課				
		小児慢性特定疾病医療費の助成	健康推進課				
		身体障害者手帳対象外の軽度、中等度難聴児への補聴器購入費の助成	障害福祉課				
(エ) 就労の支援	a 就労体験の実施	チャレンジサポートの実施	障害福祉課				
		障害者雇用促進の啓発	労働政策課				
	b 障害者雇用促進の啓発	県立産業技術専門学院による職業訓練	労働政策課				
		障害者就業・生活支援センターにおける関係機関の連携強化	障害福祉課				
	c 職業能力の開発	工賃向上のための流通販路拡大等支援	障害福祉課				
		各圏域の自立支援協議会を活用した関係機関の連携促進、支援体制整備の支援	障害福祉課				
(オ) 地域社会への参加と支援	a 障害者スポーツの推進	障害者スポーツ大会等の開催	スポーツ課				
		情緒障害児がスポーツに親しむ体操教室を開催	スポーツ課				
		障害者芸術の人材育成研修を実施	障害福祉課				
(4) 児童虐待防止対策の強化	(ア) 児童虐待の発生予防	a 児童虐待を防止するための啓発	出張まなび講座の実施	生涯学習課			
			「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、相談窓口等の周知や児童虐待防止のための広報、啓発	こども支援課			
		「体罰等によらない子育てを広げよう！」等の教育教材を活用した体罰等によらない子育ての推進・啓発	こども支援課				
		学校や保育所等による、児童や保護者、教員、保育士等に対する児童の権利擁護に関する研修実施の促進	こども支援課 こども未来課				
		児童に著しい心理的外傷を与えるDVを防止するための関係機関と連携した啓発	多様な生き方支援課				
市町村、学校と連携した乳幼児とのふれあい体験学習等の推進	健康推進課						
市町村、学校等と連携した望まない妊娠を防ぐための予防教育等の推進	健康推進課 教育支援課						

		学校等と連携したデートDV防止啓発の実施	多様な生き方支援課 教育支援課	
	b 子育て支援の促進	地域子育て支援拠点事業等において地域での子育て支援を促進	こども未来課	
	c 支援体制の充実	児童相談所での養護、保育、障害、非行、育成相談等による児童や保護者の悩み対応	こども支援課	
		児童相談所全国共通ダイヤル（189）等、虐待通告や子育てに関する悩みの24時間365日対応	こども支援課	
		親子のための相談LINEによるチャット形式での相談対応	こども支援課	
		児童家庭支援センターの専門職員による児童と家庭に関する相談支援	こども支援課	
		地域の小児精神科医の不足を解消するため、児童精神科医を育成	こころの健康推進課	
(イ) 児童虐待の早期発見、早期対応	a 市町村を中心とした支援の充実及び関係機関等との情報共有の徹底	市町村の母子保健事業の併走型相談支援における市町村に対する技術的支援	健康推進課	
		要支援家庭を把握した医療機関から市町村等へ積極的に情報提供するよう啓発	こども支援課	
		民生委員、児童委員、NPO、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、児童福祉施設等、多様な関係機関による要支援家庭の支援の促進	こども支援課	
		こども家庭センターの設置促進と機能強化	こども支援課 健康推進課	
		要保護児童対策地域協議会における、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有の徹底及び各機関による連携した支援の実施促進	こども支援課	
		「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」の活用等による市町村職員の専門性向上	こども支援課	
		支援を要する児童等に接する機会が多い、医療機関、児童福祉施設、学校等の職員に対し、市町村や児童相談所への情報共有を徹底するよう働きかけ	こども支援課	
		児童相談所が、学校、保育所、認定こども園、幼稚園、医療機関等からの児童虐待の相談に対して助言、指導の充実	こども支援課	
		医療機関に対し、様々な診療科が連携した児童虐待に組織的に対応できる体制づくりや市町村等と連携促進	こども支援課	
		和歌山県児童虐待防止連絡協議会を通じた保健、医療関係機関、教育福祉関係機関、司法、警察、消防関係機関、地域活動機関等との情報共有	こども支援課	
	b 児童虐待通告への迅速、的確な対応	「和歌山県児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」を用いた虐待リスクの客観的把握	こども支援課	
		児童相談所及び市町村の、通告から48時間以内の直接目視を基本とする安全確認の実施	こども支援課	
		児童の安全が確保されないと判断した場合の、児童相談所の躊躇ない一時保護の実施	こども支援課	
		「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」及び「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」による児童相談所と市町村の適切な役割分担	こども支援課	
		児童虐待相談対応を行っている児童が転入した場合の、児童相談所及び市町村による事案の引継の確実な実施	こども支援課	
		「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」及び「児童相談所と警察の児童虐待事案に関する連絡基準」に基づく児童相談所と警察の緊急連絡、個別相談協議を行い、また児童虐待事案に適切に対応するための合同訓練の実施	こども支援課	
		児童の負担軽減のための児童相談所、警察、検察の協同面接等の実施	こども支援課	
		児童虐待関連事件における児童の安全確保を最優先とした児童相談所と検察の緊密な連携	こども支援課	
		児童福祉司や児童心理司の増員及び弁護士、医師、警察官等の配置による迅速かつ適切な事案対応の実施	こども支援課	
(ウ) 市町村の児童家庭支援体制の構築	a こども家庭センターの整備促進	こども家庭センターの設置と機能強化	こども支援課 健康推進課	
		市町村の母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様なサービスや地域資源を組み合わせたサポートプランの策定体制の整備	こども支援課 健康推進課	
	b 職員の専門性の向上	各種研修や市町村職員の児童相談所への受入などによる専門性の向上支援	こども支援課	
		c 保護者への育児支援	乳児家庭全戸訪問事業や未就園児等全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業等の実施促進	こども支援課
			地域の里親等を活用した子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施促進	こども支援課
		ペアレント・トレーニングの実施等、親子関係形成支援事業の実施促進	こども支援課	
		市町村の家庭支援事業等の必要な事業量の見込みや確保状況の把握と同事業の利用者への周知促進	こども支援課	
d 母子生活支援施設の活用	母子生活支援施設の市町村等への周知と利用の促進	こども支援課		
e 在宅指導の実施における連携	市町村や関係機関と連携した児童相談所による在宅指導の実施	こども支援課		
f 児童家庭支援センターの機能強化と設置促進	児童家庭支援センターによるこども家庭センター等に対する専門的な助言・援助や家庭支援事業の実施等、地域支援体制の整備促進	こども支援課		
(エ) 支援を必要とする妊産婦等の支援	a 関係機関との連携体制の構築	こども家庭センター等との連携体制を構築	こども支援課	
		特定妊産婦の支援を担う市町村職員等を対象とした研修の実施	こども支援課	
	b 特定妊産婦等への支援体制の整備	妊産婦等生活援助事業の必要な事業量の見込みの把握と実施体制の検討	こども支援課	
	予期せぬ妊娠等の相談に応じ、保護者の養育が困難な場合、産前より市町村の母子保健担当部署や産科医療機関と連携し、母親が安心安全に児童の出生に臨めるよう支援の実施	こども支援課 健康推進課		
c 助産制度の周知	特定妊産婦等に助産制度を周知	こども支援課		
(オ) 児童相談所、一時保護所の体制強化	a 児童相談所の体制強化	児童福祉司、医師、弁護士などの専門職の増員	こども支援課	
		ICT化やDXの推進	こども支援課	
		第三者評価の定期的な受審	こども支援課	

			中核市が児童相談所の設置を進める場合、相談対応、協議を行うなど必要に応じた支援の実施	こども支援課
			一時保護や措置の決定の際にこどもの意見を聴取することも意見聴取等措置の確実な実施	こども支援課
		b 児童相談所職員の専門性の向上	職員の実務経験に応じた研修の実施	こども支援課
			こども家庭福祉の専門家であるこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得のための研修受講の推進	こども支援課
		c 児童家庭支援センターの設置促進	地域に密着したより丁寧な相談支援が可能となるよう児童家庭支援センターの設置促進	こども支援課
		d 一時保護された児童の権利の尊重	一時保護された児童とアドボケートとの個別面談など意見表明等支援事業の確実な実施	こども支援課
		e 児童に応じた専門的ケア	児童一人一人の背景や性格特性、性的指向、性自認などを見極め、その状況に応じた専門的ケアの実施	こども支援課
		f 一時保護施設の適正運営	第三者評価の定期的な受審	こども支援課
		g 一時保護施設職員の専門性の向上	職場内外の研修実施	こども支援課
		h 一時保護委託体制の充実	一時保護専用施設の設置促進	こども支援課
		i 学習機会の確保	一時保護所に学習指導員を配置する等、児童の学年、学力、心身の状況などに応じた学習を提供	こども支援課
			児童の安全確保が可能な場合には、里親や児童養護施設等へ一時保護委託を行い、一時保護委託先から地域の学校へ通学できるよう対応	こども支援課
(5) 社会的養育の推進	(ア) 当事者である児童の権利擁護	a 児童への意見表明権の啓発	「こどもの権利ノート」を一時保護児童や里親等委託、児童養護施設等に入所する児童等に手渡し、児童福祉司等が説明	こども支援課
			乳児院、児童養護施設等に対し、定期的に児童へのアンケートや個別面接を実施するなどの方法を取り入れた児童の意見聴取についての工夫や、意見箱やこども会に寄せられた意見を児童へフィードバックする取組を行うよう徹底	こども支援課
			アドボケートと児童の個別面接等により意見を聴取し、児童相談所や関係機関に対し児童の意見を代弁し必要な連絡調整を実施	こども支援課
		b 児童が意見を表明しやすい環境づくり	社会福祉審議会児童福祉専門分科会権利擁護部会に、児童が申し立てた意見を権利擁護の観点から審議し、必要に応じて県や児童相談所等の関係行政機関に意見具申をする取組を推進	こども支援課
			里親や児童養護施設等の関係者に対する児童の権利擁護に関する研修の実施	こども支援課
			被措置児童等虐待が疑われる事例が発生した場合には、迅速に児童の安全を確認し、問題の解決を図ることができるよう、「和歌山県被措置児童等虐待対応マニュアル」を活用し、児童の権利擁護の確実な実施	こども支援課
		c 児童の権利に対する施設等職員の意識向上	代替養育が必要な児童の援助方針を決定する際、児童の最善の利益を確保することを念頭に、ケースワークを実施できるように、必要に応じ児童相談所の組織や業務分担の見直しを実施	こども支援課
			支援技術を向上するために、児童相談所や児童養護施設等職員を対象とするライフストーリーワークなどの研修の充実	こども支援課
			真実告知や生い立ちに関する相談等に対応するため、里親や乳児院、児童養護施設等に、技術的な助言指導を実施	こども支援課
	児童相談所のスキルアップを図るため親支援プログラムなどの研修受講の促進		こども支援課	
	民間団体と共同した親支援プログラムの実施		こども支援課	
	テレビ、ラジオ、広報誌、SNSなどを活用した特別養子縁組制度の啓発		こども支援課	
	(イ) 代替養育を必要とする児童のパーマネンシー保障	a 児童相談所の職員体制の構築	特別養子縁組等の検討については十分なアセスメントを行い、家庭復帰が困難な事例においては、特別養子縁組適格の申立等積極的に検討	
			委託前の交流期間中や縁組成立後の支援を含めたニーズに対応できる体制整備	こども支援課
			養親希望者が新生児を迎えるにあたり、新生児を養育する上で、必要な支援を提供するなど新生児里親委託を推進	こども支援課
b 親子関係を再構築する支援体制の構築		児童相談所における児童の記録の永年保存と里親や乳児院、児童養護施設等への記録の永年保存の推進	こども支援課	
		障害児や医療的ケアの必要性が高い児童等を対象とした養子縁組前後の支援体制の確立に向け、先進事例など調査研究を実施	こども支援課	
		民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受けたケースについては、児童の従前の住所地に関わらず、適切な支援が行われるよう必要に応じて他の都道府県と連携	こども支援課	
c 特別養子縁組等の推進		児童相談所と民間あっせん機関がそれぞれに登録する養親希望者から候補家庭が見つからない場合、相互に候補家庭を紹介するなどの仕組みを構築	こども支援課	
		児童相談所は家庭養育優先原則を進めるため、施設入所期間等を問わず、積極的里親等委託を推進	こども支援課	
		親権者に対する児童相談所の児童福祉司等による里親制度の丁寧な説明	こども支援課	
(ウ) 里親、ファミリーホームへの委託の推進	a 里親等委託の推進	児童養護施設等に入所する児童が里親制度を知り、里親と交流する機会を作るため、各施設が里親を施設ボランティアとして受け入れる取組の促進	こども支援課	
		未委託里親の必要な養育経験の蓄積、受託意欲の向上及び児童と里親の交流の機会を増やすことを目標に、施設入所児童家庭生活体験事業の積極的な活用などを促進	こども支援課	
		未委託里親の現状とニーズを里親支援センター等が定期的に把握し、里親委託拡大に向けた対応策を実施	こども支援課	
		児童養護施設等に入所する児童が里親制度を知り、里親と交流する機会を作るため、各施設が里親を施設ボランティアとして受け入れる取組の促進	こども支援課	
		未委託里親の必要な養育経験の蓄積、受託意欲の向上及び児童と里親の交流の機会を増やすことを目標に、施設入所児童家庭生活体験事業の積極的な活用などを促進	こども支援課	
		未委託里親の現状とニーズを里親支援センター等が定期的に把握し、里親委託拡大に向けた対応策を実施	こども支援課	

			里親制度のテレビ、広報紙、SNS等による広報の実施	こども支援課
		b 里親支援センター等と連携した取組	里親支援センターを中心に関係機関と相互に協力、連携を図り一貫性、継続性ある里親支援体制を構築するとともにそれらの体制を通じて里親にふさわしい人材を発掘し里親登録を推進	こども支援課
			里親制度に関心を持った方より詳しい情報を提供し、個別の相談に応じるために、里親支援センターなどが中心となり、県内各地で里親相談会を実施	こども支援課
			施設入所児童家庭生活体験事業で児童の受け入れを行っている週末里親などのボランティアに対して、里親制度について周知啓発を実施	こども支援課
			県内各地での里親制度説明会、出前講座の実施等による周知啓発	こども支援課
			里親希望者のニーズに応じた養成研修の実施	こども支援課
		c 里親等の養育力の向上	里親等の養育技術の習熟度に応じた研修や乳児院、児童養護施設等での実習、里親サロンなど里親同士の交流会の実施	こども支援課
			専門里親の養成研修の受講促進、受講費用の補助	こども支援課
		d ファミリーホームの設置促進	養育里親経験者や児童福祉事業者等への制度周知	こども支援課
(エ) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換	a 家庭環境と同様の施設整備	児童養護施設等において、児童の生活の質の向上を図るため、より家庭的な環境に近い少人数による支援の実施や個室化など、分園型小規模グループケアおよび地域小規模児童養護施設の実施の促進	こども支援課	
		児童への支援の質の向上を図るため、措置費における加算も利用し手厚い職員配置となるよう、職員体制の強化を促進	こども支援課	
	b 施設職員体制の強化	専門的ケアが必要な児童に対応する専門職員の配置	こども支援課	
	c 児童養護施設等の多機能化、高機能化の推進	児童養護施設等が家庭支援事業等を担えるよう市町村等との連携を促進	こども支援課	
		妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設等において、そのニーズに応じた利用をされるよう周知	こども支援課	
		児童の心身の状況等を踏まえ、地域での生活を可能な限り保障するため、外出や通学について可能となるよう、一時保護専用施設の設置を促進	こども支援課	
(オ) 社会的養護自立支援の推進	a 退所後の継続支援	里親家庭で生活をしている間や児童養護施設等入所中に自立を見据えた生活支援を行うとともに、里親委託解除後や児童養護施設等退所後には、里親支援センターや児童養護施設等職員による相談支援を実施	こども支援課	
		社会的養護自立支援拠点事業所において自立を控えた児童等や退所児童等にアンケートやヒアリング調査などを実施し、それらの支援ニーズに対応できるよう体制を強化	こども支援課	
		退所児童等の就職やアパート等の入居を支援するため、身元保証人確保対策事業を実施	こども支援課	
		児童養護施設等を退所し進学または就職する児童等に対して、生活費や家賃、資格取得費の貸付の実施	こども支援課	
	b 入所中からの自立を見据えた支援	社会的養護自立支援拠点事業所をはじめ児童相談所、児童養護施設等、里親支援センターなどが連携し、自立を控えた全ての児童等に自立支援等に関する情報の提供	こども支援課	
		退所児童等に対し、退所前から社会生活に関する知識、技術の習得を支援するとともに、措置解除後も生活相談等の支援を実施	こども支援課	
	c 児童自立生活援助事業の計画的整備	日常生活上の援助等を行う事業者に対し、適正な支援を実施するよう指導	こども支援課	
(6) 特に配慮が必要な子ども、若者への支援	(ア) 自殺対策	自殺対策を支える人材の養成及び確保 自殺予防のための啓発や教育の充実 相談体制の充実	こころの健康推進課	
	(イ) 不登校の子どもへの支援	a 不登校児童生徒支援員やスクールカウンセラーの配置等、不登校等総合対策事業の実施	教育支援課	
		b ICTを活用した不登校児童への学習支援	教育支援課	
		c 不登校のこどもの居場所の確保	こども未来課 教育支援課	
	(ウ) ひきこもりの状態にある方、ニートへの支援	a ひきこもり地域支援センターと関係機関との連携を強化	こころの健康推進課	
		b 若者サポートステーションWith Youにおける若者の自立支援、就労支援	こども支援課	
	(エ) ヤングケアラーへの支援	学校や福祉機関が連携し、情報の収集と適切な機関へつなぐ支援を実施	こども未来課、教育支援課	
	(オ) 非行防止と自立支援	a 非行防止活動	少年課	
		b 非行少年の立ち直り支援活動	警察と少年補導員や学生サポーターの協働による立ち直り支援活動	
	(カ) 在留外国人の子どもや若者の支援	教員等へ外国人児童生徒等教育研修の実施 オンライン日本語指導講座の実施	県立学校教育課 義務教育課 義務教育課	
	(キ) 若年妊産婦の支援	市町村や産科医療機関と連携した支援	こども支援課、健康推進課	
	(ク) 犯罪被害者等の支援	犯罪被害者等給付金の支給等、公費支援	広報県民課犯罪被害者支援室	
		犯罪被害者等に対する法律相談、生活資金の貸付の実施	県民生活課	
		性暴力支援センター（わかやまmine）による性暴力に関する相談支援	多様な生き方支援課	
	(ケ) 性的少数者への支援	チラシ配布、研修実施等による啓発 ジェンダー平等推進センターによる相談支援	多様な生き方支援課	

基本方針	取組の方向性	イ展開する施策	事業概要	担当課		
4 社会全体で子ども、若者や子育てを支援	(1) 地域全体で子どもを育む環境づくり	(ア) こどもの居場所づくりの推進	a 子ども食堂の設置拡大	子ども食堂の新規開設や機能強化の費用補助	子ども未来課	
			b 放課後児童クラブの整備推進	放課後児童クラブの整備補助、放課後児童クラブに通う子どもへの意見聴取・巡回支援を実施	子ども未来課	
			c 地域参加による子ども交流活動の支援	2(2)参照 総合型地域スポーツの質的な充実	2(2)参照 スポーツ課	
			d 子ども会、児童館や公民館等での活動支援	子ども会連絡会の活動推進 きのくにコミュニティスクールの推進	子ども未来課 生涯学習課	
			e 支援を必要とする子どもや若者の居場所の確保		子ども支援課	
			f 放課後等の学習や体験・交流活動の充実	放課後等における学習や体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する居場所づくりや放課後等子ども教室の開設を支援	生涯学習課	
			g 不登校のこどもの居場所の確保	教育支援センターやフリースクール等との連携	子ども未来課 教育支援課	
			h 学び直しの場の設置促進	県立夜間中学の設置及び公立夜間中学の設置促進	義務教育課	
		(イ) 学校、家庭、地域の連携と協働	a 地域とともにある学校づくり	きのくにコミュニティスクールの推進	生涯学習課	
			b 学校を核とした地域づくり	きのくにコミュニティスクールの推進	生涯学習課	
		(ウ) こどもまんなかのまちづくり	a 公共施設の遊び場の充実	都市公園の整備	都市政策課	
			b こどもの不慮の事故防止のため関係機関の連携	こどもの事故予防教室の実施	健康推進課	
			c 公共機関等における駐車場適正利用	障害者等用駐車場の設置促進	障害福祉課	
		(2) 子ども、若者や子育てにかかわる人への支援	(ア) 親への支援	a 子育て家庭支援	2(1)地域子育て支援と同じ	子ども未来課
	b 経済的支援			一時預かり利用料の助成 乳幼児医療費助成 学校給食費無償化の推進	子ども未来課 健康推進課 教育支援課	
	c 家庭教育支援			家庭教育支援チームの普及	生涯学習課	
	d こどもの育ちに応じた親への支援			家庭教育サポートブックの活用 こども家庭センターの活用	生涯学習課 子ども支援課、健康推進課	
	(イ) こどもや子育て支援の担い手の養成と確保		a 地域のこどもと関わる指導者の育成	地域人材を養成する講座等の実施	生涯学習課	
			b 地域における多様な担い手の育成	各制度の募集、周知	各事業担当課	
	(ウ) 専門性の高い人材の養成や確保		a 分野横断的な支援人材	各制度の募集、周知	各事業担当課	
			b 教員の資質能力の向上	教員研修の実施	各事業担当課	
			c 医療、保健、思春期心理関係専門職の養成や確保	医学生、看護学生に修学資金を貸与 産科医確保研修資金、研究資金を貸与	医務課 医務課	
	(3) 子ども、若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革		(ア) 社会全体で子ども、若者や子育てを応援する気運醸成	a 子どもや子育ての応援	こどもまんなか応援サポーター、こどもファストトラックの普及推進	子ども未来課
				b 地域での子育て応援	こどもまんなか応援団の取組支援	子ども未来課
				c 子どもや子育て中の人とそれ以外の人との交流の場の創出	子ども食堂の新規開設や機能強化の費用補助(再掲)	子ども未来課

基本方針	取組の方向性	イ展開する施策	事業概要	担当課	
5 妊娠、出産、子育ての希望を実現	(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援	(ア) 周産期医療体制の整備	a 持続可能な周産期医療体制の構築	周産期医療の質の向上と安全性を確保するため設定した、5周産期医療圏の維持	医務課
			b 総合・地域周産期母子医療センターの安定運営支援	総合・地域周産期母子医療センターの運営費支援	医務課
		(イ) 妊産婦や乳幼児への支援	a 市町村におけるこども家庭センターによる総合的な相談支援の推進	こども家庭センターの設置と機能強化	健康推進課、こども支援課
			b 妊産婦への経済的及び心理的負担の軽減	妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業	健康推進課
			c 妊婦健康診査の推進	市町村における早期の妊娠届出の勧奨と妊婦健診の受診勧奨 マイナポータルを活用し、妊婦健診や予防接種の健康情報歴の情報連携	健康推進課
			d 低出生体重児への支援	「リトルベビーハンドブック」の普及啓発及び相談支援	健康推進課
			e 妊婦の喫煙、飲酒の防止対策	喫煙、飲酒に対する正しい知識の普及啓発	健康推進課
			f 妊産婦のメンタルヘルス対策の推進	市町村における産後ケア事業の推進、妊産婦メンタルヘルスケアのネットワーク構築	健康推進課
			g 新生児マスキリーニング及び新生児聴覚検査の推進	新生児マスキリーニング及び新生児聴覚検査の普及啓発	健康推進課
			h 市町村の乳児全戸家庭訪問を支援		
		i 乳幼児健康診査の推進	市町村における乳幼児健診の未受診者への受信勧奨、乳幼児発達相談事業の実施	健康推進課	
		(ウ) 不妊治療や基礎疾患等のある人への支援	a 保健所において医師や保健師による不妊専門相談を実施	医師等による不妊専門相談	健康推進課
			b 不妊治療に係る経済的負担の軽減	一般不妊治療費助成 不育症検査費助成 生殖補助医療先進医療費助成	健康推進課
			c 基礎疾患等がある妊産婦等に対する相談支援体制を推進	基礎疾患のある妊産婦等への相談支援	健康推進課
		(エ) 小児医療の充実	a 小児医療体制の維持	こども救急相談ダイヤルの維持	医務課
	b 小児の心のケアの充実	県内で不足している児童精神科医を育成	こころの健康推進課		
	(2) 就労支援等による経済的基盤の安定	(ア) 相談支援体制の整備		若者サポートステーションWithYouでのワンストップ対応	こども支援課
			(イ) 就労支援、再就職支援	わかやま就職支援センターでの個別相談対応 県立高校の就職指導員による就職支援 県立産業技術専門学院における職業訓練	労働政策課 県立学校教育課 労働政策課
		(ウ) 非正規雇用対策の推進		セミナー等による企業への啓発	労働政策課
		(エ) 結婚に伴う新生活への支援			
		(3) 多様で柔軟な働き方の推進	(ア) 就労環境や職場の文化、雰囲気の根本的な見直し	a 企業の意識改革	こどもまんなか応援団の取組を支援
	b 長時間労働の抑制等、働き方改革に向けた気運醸成			こどもまんなか応援団の取組を支援	こども未来課
	(イ) 共働きや共育での推進		a 共育での推進	こどもまんなか応援団の取組を支援	こども未来課
			b 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進	2(1)に記載	
	(ウ) 働きやすい職場環境の整備		a 仕事と子育てが両立できる職場環境の整備	セミナー等による啓発	労働政策課

和歌山県こども計画に係る意見聴取の状況

アンケート調査

1 ひとり親家庭等実態調査

- (1) 調査対象：児童扶養手当受給資格者（和歌山市除く）、寡婦 2,730 人
- (2) 調査期間：令和 5 年 8 月～9 月 29 日
- (3) 回収数：1,043 人
- (4) 回収率：38.2%

2 結婚・子育てに関する調査（結婚）

- (1) 調査対象：20 歳から 39 歳の県内在住者 3,000 人
- (2) 調査期間：令和 5 年 10 月 2 日～10 月 31 日
- (3) 回収数：966 人
- (4) 回収率：32.2%

3 結婚・子育てに関する調査（子育て）

- (1) 調査対象：県内在住の保育所等に通所する年少児の保護者 6,000 人
県内在住の小学 3 年生の保護者 7,000 人
- (2) 調査期間：令和 5 年 10 月 13 日～11 月 6 日
- (3) 回収数：5,454 人
- (4) 回収率：42%

3 子供の生活実態調査（こども、保護者）

- (1) 調査対象：県内小学 5 年生 7,489 人、中学 2 年生 7,830 人及びその保護者
- (2) 調査期間：令和 5 年 11 月 8 日～11 月 24 日
- (3) 回収数：小学生 4,824 人、中学生 4,453 人
- (4) 回収率：小学生 64.4%、中学生 56.9%

4 子供の生活実態調査（支援機関職員）

- (1) 調査対象：教員、主任児童委員、スクールカウンセラー、保育所職員、児童館、隣保館職員等 2,822 人
- (2) 調査期間：令和 5 年 11 月 8 日～11 月 29 日
- (3) 回収数：1,763 人
- (4) 回収率：62.5%

5 児童養護施設等アンケート調査

- (1) 調査対象：小学5年生以上の措置入所児童、一時保護（委託）児童及び社会的養護経験者
- (2) 調査期間：令和6年8月～9月30日
- (3) 回収数：227人
- (4) 回収率：66.9%

6 妊娠期から産後、子育てに必要な支援に関するアンケート

- (1) 調査対象：妊婦（令和6年4月以降に妊娠届の提出者）1,217人、産婦（令和6年4月以降の4か月児及び10か月児健康診査の対象者）1,691人、就学前の家庭（令和6年4月以降の1歳6か月児及び3歳児健康診査の対象者）2,408人

モニター調査

- (1) モニター登録者：小学3年生以下177人、小学4年生以上582人
- (2) 調査期間：1回目 令和6年7月25日～8月30日
2回目 令和6年9月6日～9月30日
- (3) 回答数：1回目 小学3年生以下118人 小学4年生以上293人
2回目 小学3年生以下122人 小学4年生以上246人
- (4) 回収率：1回目 小学3年生以下66.6% 小学4年生以上50.3%
2回目 小学3年生以下68.9% 小学4年生以上42.2%
- (5) 調査結果概要

1回目：児童の権利に関する条約（こどもの意見表明）の認知度を調査

- 小学3年生以下 知っている 22名(27.2%)
言葉だけ知っている 5名(4.2%)
知らない 86名(72.9%)
- 小学4年生以上 よく知っている 14名(4.8%)
知っている 45名(15.4%)
言葉だけ知っている 92名(31.4%)
知らない 142名(48.5%)

2回目：居場所として求める要素を調査

- 気軽に行ける。交流ができる場が欲しい
安全な場所・安心できる場所
相談ができる、色々なことが言える場所
公園：広い、ボール遊びができる、遊具が多い。
図書館：混雑していない、自習スペースがある。

(1) ヒアリング先 (31 か所、490 人)

- ア 保育所：園児 57 人、保育士 6 人
- イ 学校：小学生 214 人、中学生 33 人、高校生 17 人、大学生 47 人
- ウ 放課後児童クラブ、児童館、こども食堂、放課後デイサービス：
小学生 37 人、中学生 24 人、高校生 2 人、職員 3 人、保護者 1 人
- エ 子育て広場、地域子育て支援拠点施設：利用者 25 人、職員 3 人
- オ 夜間巡回：高校生～20 代前半 18 人
- カ その他団体：ひきこもり支援 1 人、発達障害者支援 1 人、青少年育成 1 人

(2) ヒアリング概要

- どういう大人には自分の意見を言いやすいか
 - ・ 肯定、共感してくれる人には話しやすい
 - ・ 怒る人には言えない
 - ・ 大人と話すのは緊張する

- どういう場所を居場所と感じるか
 - ・ 落ち着く場所
 - ・ 安心する場所
 - ・ 好きなことができる場所

- 子育て拠点へ来た理由
 - ・ 子育ての大変さを共感できる
 - ・ 親同士のつながりができる
 - ・ いろいろな情報が得られる

- 夜間に外にいた理由
 - ・ 遊んでくれる人ができ、お金をくれる人もいた
 - ・ 夜、外へ出ていても親に何も言われなかった